

新たなごみの分別区分設定に向けた実証実験について

企画政策課

1 経過

地球規模での水銀汚染防止を目指す「水銀に関する水俣条約」が平成 29 年 8 月に発効され、鳥取県中部地域でも、蛍光灯等の水銀使用製品の適正処理について関係者で協議を進めてきました。しかしながら、電池(2 次電池含む。)が原因とみられるごみ収集車両やごみ処理施設の火災が続いていることから、早急な対応が求められています。

そこで、中部圏域 1 市 4 町と鳥取中部ふるさと広域連合では、令和 4 年度から新たな区分「有害ごみ」を設定し、分別収集を開始するため、令和 3 年 6 月から対象品目の試験回収を始めます。

2 実施概要

本庁舎及び分庁舎に有害ごみ回収ボックスを設置し、水銀使用製品及び電池類の試験回収を行います。10 月からはモデル地区での試験回収を行います。

対象品目	蛍光灯(直管型、環型、電球型)、電池類(乾電池、ボタン電池、ピン型電池)
回収(庁舎)	シルバー人材センター(月 2 回 広域連合委託)
回収(地区)	有限会社 伊藤清掃(月 1 回 町委託) 地区での回収は、住民の混乱を防ぐため「不燃ごみ・小型家電」収集日とし、現在あるコンテナに「有害ごみ」プラカードを設置し、専用コンテナとする。

3 今後のスケジュール

令和 3 年 6 月～9 月

役場本庁舎・分庁舎の 2 箇所に専用ボックスを設置し、試験回収実施(組成調査期間) 9 月以降も設置は継続

令和 3 年 10 月～12 月

赤碕地区・東伯地区各 2 箇所にモデル地区を設定し、地域での試験回収を実施(組成調査、課題抽出・対応期間) 12 月以降も継続

令和 4 年 2 月 区長会での「有害ごみ」収集開始の説明

令和 4 年 4 月 新区分「有害ごみ」の全町収集開始

町報、ホームページ、行政無線、チラシにより周知を行います。

蛍光灯・電池類のボックス回収

実証試験 6月から始めます!

デンデンむし

開始時期

令和3年 6月～

回収時間

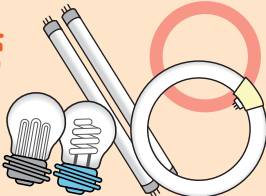
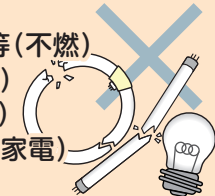
設置場所の開庁時間

でんちウナギ

設置場所

倉吉市…第2庁舎、関金庁舎／湯梨浜町…本庁舎、東郷支所、泊支所
三朝町…三朝町役場／北栄町…大栄庁舎、北条支所
琴浦町…役場本庁舎、役場分庁舎

無料

回収するもの	回収しないもの	注意点
蛍光灯 ●直管型 ●環型 ●電球型 	●割れた蛍光灯等(不燃) ●白熱電球(不燃) ●グロー球(不燃) ●LED照明(小型家電) 	●割れないよう新聞に包むか、箱に入れて一つずつボックスに入れてください。 ●割れた蛍光灯は「不燃ごみ」に出してください。 
電池類 ●乾電池 (単1～単5・9V) ●コイン電池 ●ピン形電池 	●二次電池 ●小型充電式電池 (リサイクル協力店) 	●電池類を出す際には、すべての+極と-極をセロハンテープやビニールテープで絶縁してください。 ●小型充電式電池 (Li-ion、Ni-MH、Ni-Cd) はお近くのリサイクル協力店の回収ボックスに持ち込んでください。 

蛍光灯以外の水銀使用製品廃棄物(水銀体温計、水銀血圧計、水銀湿度計)は直接市町担当窓口を持ち込んでください。

※一般家庭から排出される物が回収対象です。 ※事業系の蛍光灯・水銀使用製品は水銀使用製品産業廃棄物となります。
※事業系の電池は産業廃棄物(汚泥、金属くず等の混合廃棄物)となります。

皆さまへのお願い

地球規模での水銀汚染防止をめざす「水銀に関する水俣条約」が平成29年8月に発効され、鳥取県中部地域においても、蛍光灯等の水銀使用製品廃棄物の適正処理が求められています。また、電池が原因とされているごみ収集車両やごみ処理施設の火災により、ごみ収集やごみ処理が停止しないよう対策が求められています。

鳥取県中部1市4町(倉吉市・三朝町・湯梨浜町・北栄町・琴浦町)と鳥取県中部ふるさと広域連合では、専用の回収ボックスを設置するなどして、水銀使用製品廃棄物(蛍光灯、体温計・血圧計)及び電池類を回収することといたしましたので、ご協力をお願いいたします。



この回収ボックスが目印です!!

お問合せ先

- 鳥取県中部ふるさと広域連合 環境福祉課 …… ☎0858-36-1022
- 倉吉市 環境課 …… ☎0858-22-8168
- 湯梨浜町 町民課 …… ☎0858-35-5318

- 三朝町 町民課 …… ☎0858-43-3505
- 北栄町 環境エネルギー課 …… ☎0858-37-3116
- 琴浦町 企画政策課 …… ☎0858-52-1708

詳細はこちら▼



地域新電力事業について

企画政策課

１．経過

地域内の再生可能エネルギーを活用した地域内経済循環等を目指して、昨年度に琴浦町・北栄町・湯梨浜町の３町で実施した地域新電力設立に係る FS 調査（事業可能性調査）の結果、事業として成り立つとの一定の結論が出されたところです。

今年度も引き続き３町共同で、昨年度の調査結果を基に地域新電力会社設立の具体化に向けた更なる調査検討・計画策定等を行います。

２．実施概要

県の補助事業を活用し、具体化に向けた更なる検討や計画策定、中核企業の選定等を行います。

昨年度調査の詳細検討	昨年度実績を基にした収支試算の更新、電力市場の動向を踏まえた複数シナリオの想定など、事業試算を踏まえた詳細の整理
事業体設立に向けたリスクの整理と対応策の検討	事業モデルについて課題やリスクの洗い出しと検証、想定されるメリット・デメリットの明確化等
事業化へ向けた計画策定	FS 調査結果、検討結果を踏まえた事業計画案・ロードマップの作成
事業化のステークホルダー整理	官民連携の事業体を推進するステークホルダーの整理、中核となる企業の選定など

なお、６月補正予算で次のとおり計画策定事業費の計上を予定しています。

地域新電力検討事業負担金 ５００ 千円

（代表町として県へ補助金申請を行う北栄町に対する琴浦町負担分）

○鳥取県補助金の概要

事業名：鳥取発地産エネルギー活用推進事業（計画策定・可能性調査支援）補助金

補助率：１／２

事業費：３，０００ 千円（県補助金 １，５００ 千円、事業者負担金：１，５００ 千円）

各町負担：北栄町 ５００ 千円、琴浦町 ５００ 千円、湯梨浜町 ５００ 千円

昨年度同様、３町の共同実施とし、北栄町が代表町として事業申請を行う

３．今後のスケジュール

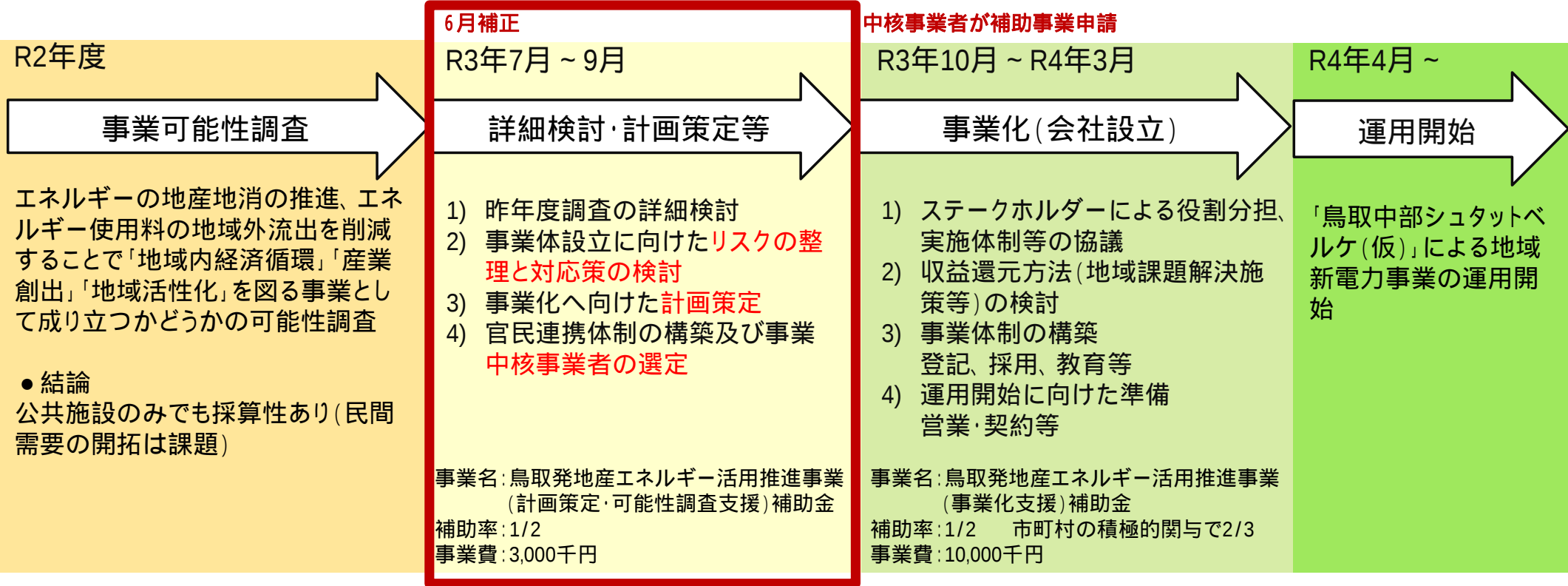
令和３年７月 事業申請

９月 事業完了

中核企業・ステークホルダー確定後に、中核企業が主体となり、県事業（事業化支援補助金）を活用し、新会社設立に向けた取組を進めます。

本事業のスケジュール

- F S 調査の結果を踏まえた詳細検討、計画策定、中核企業の選定
- 中核企業を主体とした事業化(会社設立)準備



- R3事業のポイント
- ・ 令和2年度の利用実績を踏まえた最新の事業計画(収支試算)を更新する。
 - ・ 想定されるメリット・デメリット及びリスクの整理と対応策を検討し、採算性や有効性を確認する。
 - ・ 体制構築、資金調達、諸手続の整理など、事業化に向けた計画(ロードマップ)を作成する。
 - ・ ステークホルダーを整理し、中核事業者を選定するとともに官民連携体制を構築する。

助け合いによる移動支援の取組について

企画政策課

1 概要

岩本部落の住民相互の助け合いを目的につくられた「岩本いきいきクラブ」による移動支援の取組が5月7日から始まりました。

会員登録をした、移動手段を持たない高齢者を対象に通院や買い物の送迎、買い物の付添い支援などが行われます。

名 称：岩本いきいきクラブ

目 的：地域住民の助け合い活動を通じて、地域コミュニティの強化と活性化を図る

移動支援：利用料金 無料〔実費のみ(ガソリン代等)〕

運 行：週1回

ドライバー：2名

会 員：15名



移動支援の様子



買い物の付添い支援の様子

2 町内の助け合いによる移動支援の広がり

〔徳万たすけあいトクトク会〕

住民相互の助け合いサークルにおける活動の一環として、移動支援を実施

〔古布庄地域移動支援事業〕

古布庄地域振興協議会が実施する百歳体操などの、参加者の送迎を実施

〔まちの居場所づくりプロジェクト〕

地域助け合いの原動となる「居場所づくり」を推進するため、ショッピングセンターアプトの空きスペースを活用して地域の人の交流と健康づくりを行っており、その送迎を実施

3 移動支援に対する町の支援

公用車貸出事業...町が所有する車両の貸出しを行う。

移動支援自動車保険料補助事業...助け合い交通における自動車任意保険料の補助を行う。

琴浦町公共交通体系再編計画について

企画政策課

1 琴浦町公共交通再編について

(1) 令和4～6年度の交通再編モデルについて

第5回琴浦町公共交通体系再編検討委員会を開催し、令和4年度以降の公共交通体系について協議し、再編モデルを決定した。

- ・ 会議日程 令和3年3月23日
- ・ 委員構成 学識経験者(鳥取大学、米子工業高等専門学校)、
鳥取運輸支局、県地域交通政策課、バス運送受託事業者、
町社協、町関係課
- ・ 座 長 米子工業高等専門学校 加藤教授

(2) 再編の方針

基本方針

- 1 小中学生の登下校(部活)に必要なバスを運行する。なお、朝と夕方のバスは学生と一般客の混乗とし、効率的な運行を実施する。
- 2 バス利用者が少ない便(平均2.0人/日・便未満)は、減便対象として検討する。日中のバスを減便した地区については、共助交通またはタクシー助成により対応する。
- 3 交通弱者の生活を守るにはドアツードアの交通であるタクシーは必須の移動手段である。町内のタクシー事業存続にむけ、町営バスとタクシーのドライバー活用を図る。
- 4 支え合える地域づくりのため、共助交通を推進する。

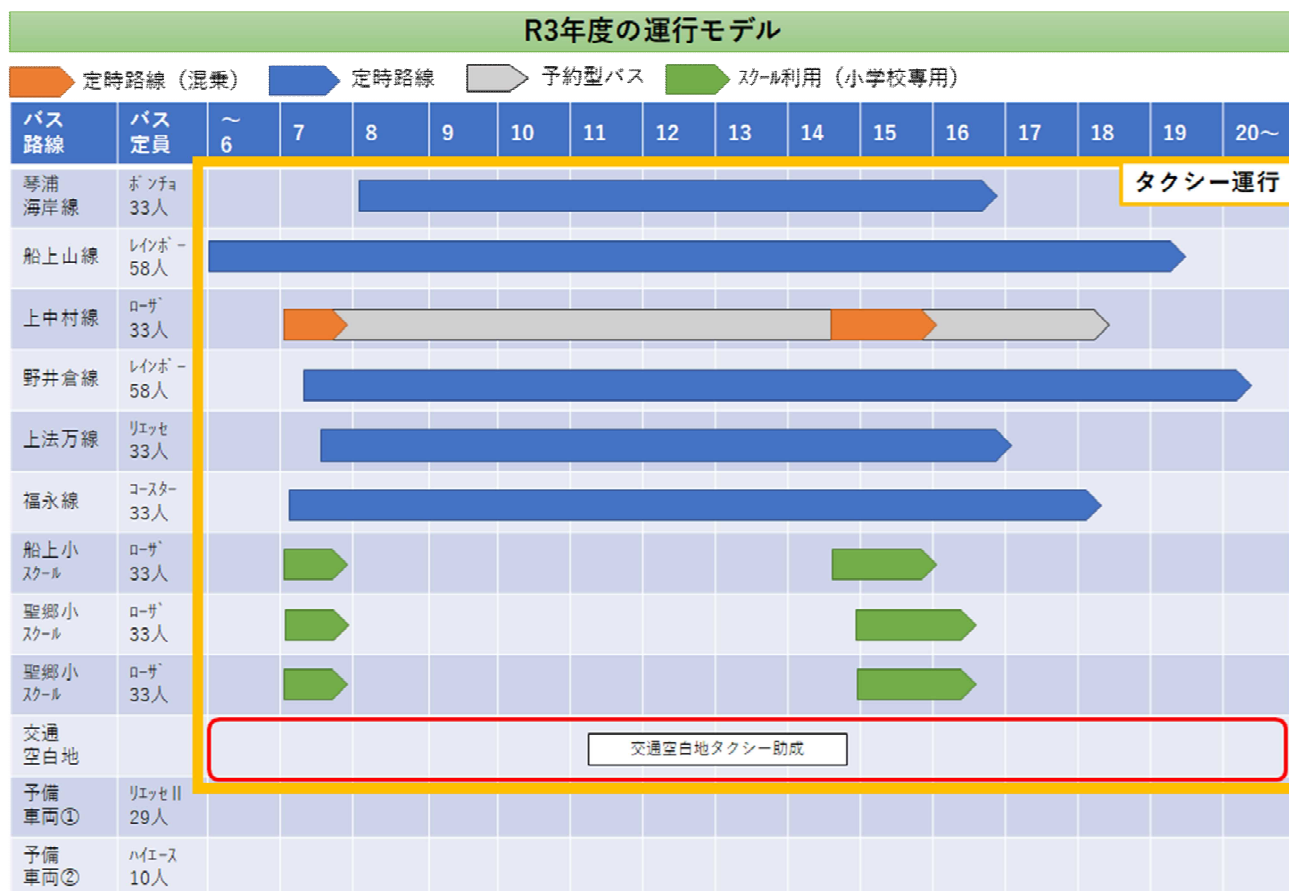
(3) 再編の概要

- ・ 町営バスとスクールバスを統合して、運行台数を9台から6台に変更
- ・ 上中村線・福永線の日中のバスを減便し、共助交通及びタクシー助成を実施
- ・ 小中学校の登下校を確実に行う運行計画(各学校と事前協議済み)

(4) 今後の検討項目

- ・ バスの運行ルート、ダイヤについて
- ・ 利用料金について
- ・ タクシー助成制度について
- ・ 再編にかかる地元周知について

○ 現行



○ 再編後

